

ふるさとやまがた

美しい景観づくり基本方針





はじめに	p.3
1 県土における良好な景観の形成に関する目標	p.5
目標 1 山河の眺めを大切に作る景観づくり	p.5
景観の骨格である「山河の構造」を生かす	
目標 2 受け継がれてきた土地利用を大切に作る景観づくり	p.6
「都市と農村の景観秩序」を保つ	
目標 3 行ってみたい、見てみたいと思われる景観づくり	p.6
(1) 人の交流を促す景観の形成	
(2) 景観によるテーマで地域をつなぐ	
目標 4 風景に意味を持たせる景観づくり	p.6
地域の景観と住民生活との関係を理解する	
目標 5 地域づくり・まちづくりと一体となった景観づくり	p.7
市町村や県民等の各主体の取組みを牽引する	
2 県土における良好な景観の形成に関する施策に係る基本的な方針	p.8
方針 1 景観形成施策の基本方針	p.8
(1) 「不易」と「流行」を意識する	
(2) 関係のデザインを意識する	
方針 2 総合的な施策のための連携方針	p.10
(1) 市町村との連携を図る	
(2) 関係部署や関係機関と連携する	
(3) 景観形成重点地域の計画策定の連携を図る	
方針 3 重要な景観形成施策の展開方針	p.11
(1) 地域づくり・まちづくりへの展開	
(2) 県民・市町村等への普及・啓発	
(3) 屋外広告物行政との連携	
(4) 大規模建設行為の規制・誘導	
(5) 公共事業による景観創出・配慮	
3 県土における良好な景観の形成に関する重要な事項	p.12
重要事項 1 県土及び地域の景観特性の把握	p.13
(1) 県土全域の景観特性	
(2) 地域別の景観特性	
(3) 景観特性を踏まえた景観形成の考え方	

重要事項 2 施設整備において留意すべき事項 p.13

重要事項 3 景観に関心が持てる多様な普及啓発 p.14

- (1) インターネットの活用
- (2) 講演会・シンポジウムの開催
- (3) 景観ワークショップの支援
- (4) 景観審議会の公開・情報発信
- (5) モデル地区での景観形成の実践
- (6) 子ども向けの普及啓発

別表第 1 県土の景観特性 p.16

別表第 2 地域別の景観特性 p.22

別表第 3 景観特性を踏まえた景観形成方針 p.30

別表第 4 県が定める各種計画における景観形成に係る方針 p.33

別表第 5 施設整備において留意すべき事項（参考例） p.35

別図第 1 図でみる山形県の景観特性 p.40

# ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針

## はじめに

この基本方針（以下「基本方針」という。）は、山形県景観条例（平成 19 年 12 月県条例第 69 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定により県の景観の形成に関する基本方針を定めるものです。

基本方針は、法が定める基本理念と相まって景観に関する施策の計画や実施の基本的な考え方を示しています。また、基本方針の内容を市町村・事業者・県民が共有し活用することで、景観形成に関する運動のきっかけになることも期待しています。

はじめに、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）や条例等と基本方針の関係を整理しておきます。

法の関連で策定するものには、条例、山形県景観規則（平成 20 年 2 月県規則第 7 号。以下「規則」という。）法に基づく山形県景観計画（以下「景観計画」という。）基本方針とこれらに関連した要綱等があります。これらの関係を表すと図 1、図 2 のようになります。図 1 は制度上の関係を示したもので、図 2 はそれぞれが対象とする区域の関係を表しています。基本方針は法とは独立しており、また、景観計画区域という枠を意識せずに県土全域を対象として定めています。

法には景観計画の策定主体となる景観行政団体という概念があり、同一の行政区域において、市町村又は県のいずれかが景観行政団体になることになっています。景観行政団体が定めた景観計画の区域に法が適用されることになりますが、県の場合は、市町村が景観行政団体になると、その区域が県の景観計画区域から除かれます。よって、景観行政団体の市町村が増えると県の景観計画の適用地域が狭くなります。

このような仕組みになっていることから、県として県土全域の景観形成の方針を示すため、条例に基本方針の策定を定めました。

基本方針は、条例に基づき次の 3 つの内容で構成されてい

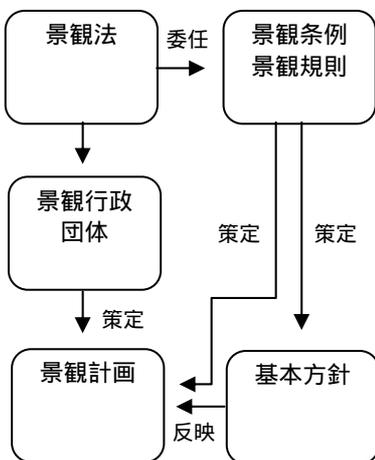


図1 法、条例、規則、景観計画、基本方針の関係

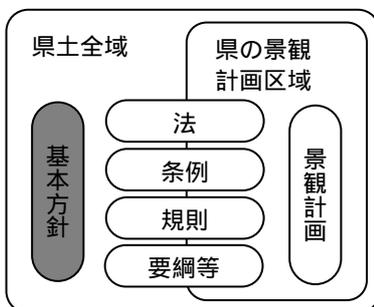


図2 法、条例、規則、景観計画、基本方針、要綱等と対象区域  
基本方針は、景観計画区域の枠にとられず県土全域を対象として定める。

ます。

- 1 県土における良好な景観の形成に関する目標（条例第3条第2項第1号関係）
- 2 県土における良好な景観の形成に関する施策に係る基本的な方針（条例第3条第2項第2号関係）
- 3 県土における良好な景観の形成に関する重要な事項（条例第3条第2項第3号関係）

基本方針の名称については、美しいやまがたを創るだけでなく、ふるさとであるやまがたに対する思い入れや、また、山形の地を新たなふるさととする人たちがこの地に誇りをもてるものにしたいという気持ちを込めて、「ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針」としています。

なお、基本方針に沿って景観形成を推進するにあたり、事業者及び県民は条例に定めるところにより、県又は市町村が実施する施策に協力することを責務としていますが、市町村の役割分担について、県は以下のように考えています。

	県	市町村
広域的な景観	主体	協力
都市景観等、単独の市町村で完結する景観	協力、支援	主体
景観行政団体への移行	協力、支援	主体
屋外広告物行政	主体から協力へ <sup>1</sup>	協力から主体へ
公共事業	主体	主体
地域づくり・まちづくり	協力 (モデル事業は県が主導)	主体
県が実施する普及・啓発	主体	協力
上記以外の県の施策	主体	協力

1 屋外広告物行政については、景観行政団体である市町村は屋外広告物に関する条例の制定権限を都道府県から移譲を受けることができる。よって市町村が景観行政団体となった場合は、当該市町村が屋外広告物行政を担い、それに県が協力していくようにしようという姿勢を示したものである。

## 1 県土における良好な景観の形成に関する目標

---

良好な景観の形成に関する目標については、県土景観の骨格となる景観の継承に重点を置くとともに、新たな景観を創出・活用するための目標を定め、景観形成を図っていきたいと考えています。

- 目標1 山河の眺めを大切にする景観づくり
- 目標2 受け継がれてきた土地利用を大切にする景観づくり
- 目標3 行ってみたい、見てみたいと思われる景観づくり
- 目標4 風景に意味を持たせる景観づくり
- 目標5 地域づくり・まちづくりと一体となった景観づくり

### 目標1 山河の眺めを大切にする景観づくり

---

#### (1) 景観の骨格である「山河の構造」を生かす

月山や鳥海山をはじめ、本県には多くの著名な山岳が存在し、県土のランドマークとして、また、観光レクリエーションの場として、県民や来訪者に親しまれています。一方、最上川は、本県の「母なる川」と呼ばれ、本県を代表する河川です。本県の地勢・地形の大要は、これらの山々や最上川によって形づくられています。

月山、鳥海山等の山岳と最上川の映える景観は、これらの県土景観の骨格をなす要素が引き立つことによって、県土景観の構造が特徴づけられている姿を表わしています。

一方、県内のそれぞれの地域には、地域に親しまれている山河があり、私たちが日常目にする景観の一部を構成しています。そのような環境で生活している私たちは、世代を超えて共有できる景観に山河の眺めを位置づけることができます。

したがって、これら県土景観の骨格をなす山河及び地域に親しまれている山河が引き立つように努めます。



山河の構造  
月山の眺め / 撮影地：鶴岡市  
苗津 / 赤川に架かる羽黒橋から  
見た月山。

## 目標2 受け継がれてきた土地利用を大切にする景観づくり



階層性が感じられる土地利用  
撮影地：山形市  
手前から田園 - 市街地 - 樹林地  
の三重構造が確認できる。  
(写真提供：山形市)

### (1) 「都市と農村の景観秩序」を保つ

本県の土地利用は、市街地とこれを囲む水田・畑地・樹林地等の田園、さらにその外側に前山群の樹林地が存在するという三重構造が特徴となっています。この三重構造はそのまま県土の景観構造として、市街地景観、田園景観、林地景観という景観の階層性を秩序づけています。

市街地、田園、樹林地の三重構造のつくりだす階層性が感じられる景観は、市街地、田園、樹林地のそれぞれが美しくあるとともに、この階層性によって、県土の景観構造の秩序が保たれている姿を表わしています。

したがって、それぞれの階層の秩序を保つよう努めます。



棚田  
撮影地：(上)朝日町、(下)山辺町  
山々に囲まれた棚田が美しい。下の写真は、斜面上方に伸びる棒がけの列が棚田ならではの風景を創っている。

## 目標3 行ってみたい、見てみたいと思われる景観づくり

### (1) 人の交流を促す景観の形成

人口減少社会、少子高齢社会において、地域に活力を生み出す方策として、人々の交流を活発にすることがあります。

観光に代表されるように、美しい景色は人々を引き寄せる力を持っています。また、人が感じる美しさは、ある景色とそれが存在する地域の歴史や文化に関する知識が結びついたときに、その関係のすばらしさに感動することがあります。

このように人々の交流につながる景観づくりに努めます。

### (2) 景観によるテーマで地域をつなぐ

県が主体となって進める地域づくりは、主に広域的な地域づくりを対象とします。複数の市町村にまたがる区域をある共通のテーマで結びつけると、来訪者に地域の多くのすばらしいものを見てもらったり、知ってもらったりすることができます。このような単独の市町村では扱いにくい広域的な地域づくりに努めます。

## 目標4 風景に意味を持たせる景観づくり

### (1) 地域の景観と住民生活との関係を理解する

私たちは通常見えるもので景観を評価しますが、地域の人々が親しみをもつ景観や誇りに思う景観には、その景観を構成する要素に地域の人々が意味づけしたのがあります。

そのような景観は、地域と密接に関わりを持つ景観であり、地域の人々の感性の豊かさがつくりあげているといえます。

たとえば、過去に形成された地形の上に作られた風景に対して、地域の人々が意味づけをして、居住地の選定に生かすことがあります。また、鎮守の森をつくる高い木々を、神が鎮座する場所すなわち神名備<sup>かんなび</sup>として他の木々と区別して地域の中に位置づけていることなどがあります。

地域の人々と風景との結びつきを味わい、そして強めるような風景を捉える景観づくりに努めます。

## 目標5 地域づくり・まちづくりと一体となった景観づくり

---

### (1) 市町村や県民等の各主体の取組みを牽引する

ここで扱う、地域づくり・まちづくりは、景観形成を契機としたものです。景観がさまざまな主体、さまざまな物の集合によって出来上がっているという総合性を考えたとき、専門性や得意分野で自立しているそれぞれの主体が、景観形成の目標を共有し、それぞれの力を発揮することが必要だと考えています。地域づくり・まちづくりに連携と協働は不可欠ですが、県は、住民に一番近く、また地域のことをよく知り尽くした市町村や県民の主体性が発揮できるような仕組みを構築し、牽引することにも努める必要があると考えています。

したがって、県は市町村の協力の下、条例に規定した景観回廊をはじめ、眺望景観資産等を活用した地域づくり・まちづくりを通じて地域の社会的美意識に基づいた固有の景観形成に努めます。

## 2 県土における良好な景観の形成に関する施策に係る基本的な方針

---

景観形成施策に係る基本的な方針は、上記の5つの目標を達成するため、2つの視点で方針を設定しています。1つは景観施策を計画するときの景観の保全と創出に係る視点であり、もう1つは、景観を構成する単体の要素だけで景観形成を推進しないように配慮する視点です。

方針1 景観形成の基本的な考え方の方針

方針2 総合的な施策のための連携の方針

方針3 重要な景観形成施策の展開の方針

### 方針1 景観形成の基本方針

---

#### (1) 「不易」と「流行」を意識する

地域の歴史や文化が目に見える形に表れた建築物や構造物、あるいは農地や林地の景観を保全するだけでなく、新たな景観の創出にも積極的に意識を向け、将来、不易となるような新たな歴史や文化を表す景観形成を行います。

景観は、天候により変化し、一日の中でも絶えず変化し続ける性質をもっています。そもそも景観に不易というものがあるのかと思われませんが、長い期間で景観をみれば、景観を構成する要素には山河や建造物等といった変化の遅い要素があり、わたしたちは世代を超えて同じような景観を体験していることがあります。そのような景観が存在する地域では、特定の景観に意味づけや価値づけが行われ、地域の中でも特徴的な景観として扱われていることがあります。長年引き継がれてきたこうした景観は、景観における不易の部分と言ってもよいでしょう。景観形成においては、このような景観を保全し、さらに将来の世代に引き継ぐべきであると考えています。

道路や河川等の公共施設や民間施設のほとんどは、最新の材料や技術によってつくられています。民間施設の場合は、商業活動に重きを置くことから公共施設に比べて目立つ施設になることが多く、また、流通や生産を活発にするために流行に敏感なデザインを次から次へと創出しています。このような状況において、不易の景観だけが良好な景観というので

はなく、新たな景観形成にも積極的に関わる姿勢を示す必要があると考えています。ただし、ここでいう流行とは、目先の評価やその時々々の要求の満足度を気にする流行ではなく、代々引き継がれ、何れ不易となるような意志をもって流行を捉えて景観形成を図ることを意図しています。

## (2) 関係のデザインを意識する

景観形成において、景観を構成する要素をデザインする場合は、要素そのもののデザインを洗練することも大切ですが、要素周辺の景観構成要素との視覚的な関係にも配慮し、一体の眺めとして景観を創るという意志のもとデザインすることも大切です。また、デザイン対象が置かれる地域の歴史や文化を考慮してデザインすることが大切であると考えています。

風景は、建築物だけ、あるいは樹木だけで成立していません。同じデザインであっても、それが置かれる場所によって見え方や感じ方が異なるからです。

したがって、景観形成においては、景観を構成する要素単体だけを対象とするのではなく、周辺の要素との関係性も考慮するよう努めます。

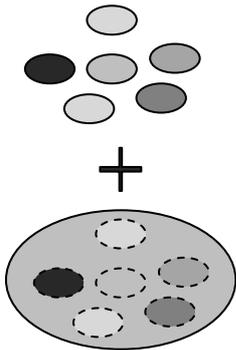


図3 景観形成に対する姿勢

個々の景観の構成要素のデザインの洗練に加え(図上)、要素周辺の要素との関係(図下)による全体のバランスを意識する。



大宝館

撮影地：鶴岡市馬場町 / 大宝館の建物(写真左)の前にはお濠と県道があり、その隣に芝生広場が整備されている(写真中央)。芝生のスロープを下ると園路があり、この園路と県道の歩道を結ぶ階段は、ちょうど大宝館が正面に見える位置に設置された(写真右)。この例のように、建造物を印象深く見せる工夫に努めることとする。

(1) 市町村との連携を図る

景観行政を担う主体として住民に最も近い市町村の役割は大きいと考えています。また、地域に精通した市町村との連携は、地域固有の特性を生かした景観形成において欠かせません。

県は市町村と連携を促進するため、景観アドバイザー派遣などの支援施策や、県の公共事業実施をきっかけとした市町村のまちづくり計画との協働を積極的に進めることとします。

また、法や国の景観関係事業における市町村を主体とする施策と連携を図りながら県土の景観形成に努めます。

Tips

市町村が主体となる主な施策

- 景観法関係
- ・ 景観農業振興整備計画
- ・ 景観地区
- ・ 準景観地区

事業関係

- ・ 歴史的環境形成総合支援事業
- ・ まちづくり交付金
- ・ 景観形成総合支援事業

(H20.4時点)

(2) 関係部署や関係機関と連携する

県土景観の特徴の1つに土地利用の秩序が生み出した三重構造がありますが、この秩序を保つことが大切と考えています。都市、農地、林地の土地利用について、県にはそれぞれ担当部署がありますが、これらが連携した景観形成の推進に努めます。具体的には、屋外広告物、開発行為、建築確認、農地転用等との連携を考えています。また、条例で定める景観回廊や眺望景観資産を活用した地域づくり・まちづくりの施策を行う際には、関係する観光関係団体、商工関係団体、農林業団体、電気事業関係団体やまちづくり団体、本庁と総合支庁との連携や行政内部におけるプロジェクトチームを立ち上げるなど、単独で事業を行うのではなく、施策の実施をきっかけに常に連携を考えた取組みに努めます。

(3) 景観形成重点地域の計画策定の連携を図る

景観形成重点地域は、広域的で一体性がある県土の景観を代表する地域で、県土の良好な景観を形成し、将来の世代に引き継いでいく上で、景観施策を強化して重点的に実施する区域として県が指定します。その際、指定区域が一景観行政団体の区域をまたぐ場合は、一体の区域設定及び同様の景観施策を実施できるよう、景観行政団体である市町村と連携を図ります。

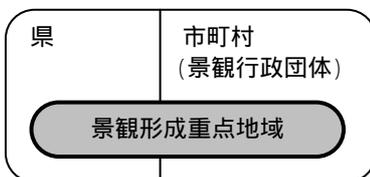


図4 景観形成重点地域の連携

指定区域が一景観行政団体の区域をまたぐような場合は、県と市町村は連携を図り一体的な景観施策が実施できるように連携を図る。

#### (1) 地域づくり・まちづくりへの展開

条例に定める景観を契機とした地域づくり施策である景観回廊モデル事業を実施し、人々の交流を促進し地域の活性化に資するよう努めます。また、良好な景観の眺めを指定する眺望景観資産を核とした周辺のまちづくりへの展開や、景観重要建造物や景観重要樹木の指定後のまちづくりへの展開に努めます。

県内のそれぞれの地域には、そこに住む人と土地との結びつきによって出来上がる原風景と呼ばれる風景イメージがあります。例えば別表第2に示した地域の履歴を留めるまち並み景観です。原風景は子どもたちの自己形成期において、その土地における体験を通じて創りあげられる風景で、それはごく平凡である場合が多いといわれていることから保全の対象になりにくい状況にあります。そのようなことから、市町村との連携のもと子どもたちも含め地域住民の景観に対する意識の向上が図られる地域づくり・まちづくりに努めます。

#### (2) 県民・市町村等への普及・啓発

県の景観形成方針について、あるいは、具体の施策について、普及・啓発により、一人でも多くの県民や市町村の理解を得ることが重要と考えています。そのことにより景観事業への取組みの円滑化が図られるものと考えています。

また、普及・啓発を通じて景観形成における各主体の役割がどのようなものであり、どのような取組みが可能であるかについての理解を促すことができます。それにより身近な景観から県土全体の景観の質的向上を図るよう努めます。

#### (3) 屋外広告物行政との連携

各市町村の駅前など、まちの顔となる地区や県の公共事業が実施される事業地周辺における屋外広告物について、山形県屋外広告物条例に基づく広告景観モデル地区の指定に向けた運動を、県民と行政とが連携した取組みを実施することにより、来訪者等にもてなしの心遣いが伝わる施策の展開に努めます。

また、良好な屋外広告物の景観形成の取組みについては、積極的に普及啓発します。

#### (4) 大規模建設行為の規制・誘導

建築物の新築・増築等、工作物の新設・増築等、土地の形質の変更や物件の堆積のうち景観に大きな影響を与えると考えられる大規模な行為については届出してもらうこととします。

法、条例に基づく大規模建設行為等の届出については、審査項目等の公表や他法令との連携により、事前に景観形成基準への適否が確認できる環境を整えるよう努めます。

特に景観形成に影響が大きいと思われる屋外広告物許可申請、建築確認申請及び開発許可申請については、連携の強化を図ります。

#### (5) 公共事業による景観創出・配慮

公共施設については、公共事業景観形成基準に基づく設計・施工により周辺景観に配慮したものに努めます。特に景観上重要な地域における公共施設については、景観重要公共施設に位置づけることにより、景観特性を配慮した形態・意匠・色彩のデザインに配慮します。また、さらに、公共施設においては、林地景観の良好な景観形成に寄与するため、県産材の利用に努めます。

これらを実現するために、県の公共事業の実施にあたっては、景観検討のシステムをつくり良好な景観の形成に努めます。

### 3 県土における良好な景観の形成に関する重要な事項

---

「景観の形成に関する目標」と「施策に係る基本的な方針」の他に、具体の景観形成に関する重要な事項は次のとおりとします。

- 重要事項 1 県土及び地域の景観特性の把握
- 重要事項 2 施設整備において留意すべき事項
- 重要事項 3 景観に関心が持てる多様な普及啓発

## 重要事項 1 県土及び地域の景観特性の把握

---

### (1) 県土全域及び地域別の景観特性

県土景観の特性を把握することは、景観形成を推進する上で何を大切にしたらいいのか等、景観形成の方向性を示すことになるため重要な意味を持つと考えます。

また、景観の特性を知ることが、景観の成り立ちすなわち歴史を知ることにもつながります。それは、良くも悪くも、なぜ現在私たちが目にする景観ができたのかを知ることになります。

さらに、地域と景観の関わりからは、地域の文化を知る手がかりになることがあります。

景観の特性は、地域固有のものであることから、地域づくり・まちづくりにおいて、観光等の人の交流を促すソフト資源にもなり得るため、どこまで深く把握するかということが重要になります。

県土の景観特性を自然的特性、社会的特性、文化的特性、視覚的特性でまとめると別表第1のようになります。又、地域別の景観特性を地形、土地利用、都市・集落の成り立ちや形態、交通網でまとめると別表第2のようになります。

ここで示した特性は、県又は県内各地域の代表的なものであると同時に住民に共有のものであると考えています。

これらの景観特性を生かした地域づくり・まちづくりにおいては、さらに地元住民の間で共有する局所的な特性、景観の見方や認識を加える必要があります。

また、これらの景観特性を踏まえた景観形成方針を別表第3に、県が定める各種計画に基づく景観形成に係る方針を別表第4に示しました。

## 重要事項 2 施設整備において留意すべき事項

---

施設整備においては、施設が置かれる周辺との関係に基づいた計画や設計とともに施設自体のデザインを洗練することも重要です。

このようなことから、計画や設計を行うときに留意すべき事項（参考例）を別表第5に掲げ、これらを参考にして良好な景観形成に努めることとします。

### 重要事項3 景観に関心が持てる多様な普及啓発

---

#### Tips

国が「景観の日」に制定した6月1日は、景観法の全面施行日である平成17年6月1日に由来しています。

景観形成が推進されるために欠くことのできないことは、景観への興味であると考えています。興味が持てないものへの取組みは、進展したり、深化したりすることはないと思います。したがって、普及・啓発は、景観行政を進めていく上で極めて重要であると考えています。県では以下の普及・啓発方策の推進に努めることとします。

#### (1) インターネットの活用

県のホームページの景観サイトの充実を図るとともに、県民・市町村に役に立つ情報の発信に努めます。

#### (2) 講演会・シンポジウムの開催

テーマに応じて、県の関係部局や市町村との共同開催等の連携により、内容の充実に努めます。

#### (3) 景観ワークショップの支援

景観行政団体への移行を考えている市町村におけるまちづくりワークショップや景観回廊の計画作成等のワークショップなど、市町村の景観行政の推進や県の施策に係るワークショップの開催について、アドバイザーの派遣等の支援を図ります。

また、外に出て実際の景観を見ながら、景観の性質や特徴を学び、地域の景観資源を再発見するためのまち歩きワークショップ（景観キャラバン（仮称））等を実施し、景観に関する普及・啓発に努めます。

#### (4) 景観審議会の公開・情報発信

山形県景観審議会を原則公開し、諮問事項に対する、各委員の専門分野における考えを直接聴くことができるようにするとともに、答申までの審議過程が見えるように努めます。

#### (5) モデル地区での景観形成の実践

景観回廊のモデル地区を設定し、景観による地域づく

り・まちづくりの実践を通じて、景観の活用方法や地域の連携などのノウハウの蓄積に努めます。

(6) 子ども向けの普及啓発

県のホームページの「やまがた県土 未来のはなし(小学生向け社会基盤情報サイト)」の充実を図り、景観を意識して見ることを促すよう努めます。また、いわゆる原風景は自己形成期に形成されるため、故郷に愛着が持てるよう風景の見方について学べる機会の創出に努めます。



子どもたちによる田植え

撮影地:山辺町嶽原

子どもたちが耕作放棄地で田植えを行い、美しい田んぼを復活させている。

別表第1 県土の景観特性

(1) 自然的特性

	地形・地勢	気候
自然的特性	<p>1 地形的骨格を形づくる主要峰群と都市近郊まで迫る前山・里山群 月山、鳥海山、朝日連峰、吾妻連峰、蔵王連峰等の山々は、本県の地形的骨格を形づくり、県土のランドマークとして広く県民に親しまれています。 県境や地域界をなすこれらの山々のふもとには、数多くの前山里山群が幾重にも折り重なるように存在し、県土の景観に奥行感や季節感を与えています。 さらに、これらの山々は盆地地形や平野地形を形づくり、それぞれの地形上で特徴的な風景が見られる。</p>	<p>1 雪と樹園地との特徴的な景観を生みだす明瞭な四季の変化 山形県の気候は、はっきりとした四季の変化を有しています。 全体的には日本海岸式気候に属するが、地域差が大きいことが特徴といえます。 春の新緑、秋の紅葉、雪に覆われた白い冬等の景観は、四季による景観変化を端的に示すものです。特に、サクランボ、リンゴ、ブドウ等の樹園地の鮮やかな景観や、蔵王や吾妻の樹氷、月山の万年雪、家々の雪囲い、冬に飛来する白鳥等の渡り鳥が創り出す河川や湖沼等の景観、また、春に見られる鳥海山の「種まき爺さん」に代表される農業と結びついた雪形も、気候の特徴が生みだした美しい景観といえます。</p>
	<p>2 本県の社会、経済、文化を支えてきた最上川 最上川は、その流域面積が県土の76パーセントに及ぶ本県を代表する河川であり、古くから本県の社会、経済、文化と密接に関わり、県民の景観イメージ上、きわめて大切な存在となっています。</p>	<p>2 強い季節風に備える屋敷林が創り出す景観が見られる沿岸部 沿岸部(庄内地域)は暖流の影響により温暖で降雪量は多くはありません。しかし、年間を通じて風が強く、特に冬の北西の季節風は卓越し、防風対策としての屋敷林が創る特徴的な集落景観がみられます。</p>
	<p>3 砂丘海岸、磯海岸、離島からなる山形県の海辺 日本海に面する本県の海岸は、北部の砂丘海岸と南部の磯海岸とからなり、クロマツ防風林に縁取られた白砂青松の砂浜海岸と、切り立った岩場が海辺に迫り海岸線の入り組みが美しい磯海岸の、対照的な景観がみられます。 また、飛島では、離島特有の自然豊かな景観がみられます。</p>	<p>3 寒暖の差が大きく、樹園地の多い内陸部 内陸部は、降水量が少なく寒暖の差が大きい盆地性気候が特徴となっています。なかでも、村山盆地は、積雪が少ない上に温暖で日照時間が長く、夏の気候が安定しており、果樹栽培に適し、気候が育んだ樹園地の特徴的な産業景観が広くみられます。</p>



蔵王連峰と前山里山群 / 撮影地: 山形市 / 雪景色の蔵王連峰と紅葉の前山群が重なり、奥行感と季節感を感じさせる。  
(写真提供: 山形市)



最上川と八向橋  
撮影地: 新庄市本合海(国道47号本合海大橋付近)  
最上川が八向山にぶつかりほぼ直角に流れの方向を変えている。1500年代に築いたとされる八向橋(山城)が、かつて写真の八向山にあり、現在は白い断崖と最上川の特徴的な線形の流れが一体の景観として、八向橋という言葉で表象されている。



(写真提供: 新庄市)



農村の冬景色 / 撮影地: 山辺町 / 用水路の位置が窪み白一色の風景にも場所によりそれぞれの表情があります。ここは耕作放棄という課題があります。

植生	温泉
<p>1 新緑や紅葉が美しいブナ林を主体とする「自然植生」 ブナ林を主体とする自然植生が創り出す景観は、新緑や紅葉がきわめて美しい森林景観であり、貴重な自然資源です。</p> <p>2 季節変化に富む里山景観を形づくる「針広混交林」 都市近郊から身近に眺められる里山を形づくっている針広混交林は、新緑や紅葉が美しい落葉広葉樹の中に、常緑針葉樹がモザイク状に入り込み、これらの対比が美しい景観を創り出しています。</p> <p>3 稲穂・花・果実等の季節的变化を見せる「耕作地植生」 長い年月をかけて維持管理されてきた水田や畑地等の田園に広がる耕作地植生は、稲穂・花・果実等の季節の変化による景観が美しく、山並みの前景として重要な役割を果たしています。</p> <p>4 帯状に連なるクロマツ林等の「砂丘地植生」 砂丘海岸において、クロマツ林を主体とする砂丘地植生は、飛砂対策のために先人たちが植林した防風林であり、固有の景観を創り出しています。</p>	<p>本県には200あまりの温泉があります。その分布は、全市町村に及び、その位置も山間部や平野部、山麓部や海岸部などあらゆる地域にわたります。また、古くからの温泉や、近年湧出した温泉など、その性格も多種多様です。</p> <p>温泉地の景観は、県内外の人々の目に触れる機会が多く、全市町村に共通な景観の一つといえます。</p>



蔵王の樹氷 / 撮影地: 山形市蔵王 / 山岳地形と気象の組み合わせが美しい樹氷をつくりだす。  
(写真提供: 山形市)



銀山温泉の街並み  
撮影地: 尾花沢市銀山新畑 / 銀山温泉街の入り口の景観である。共同浴場(写真左)を移転し、跡地に足湯(写真右)を整備したことで、温泉街の建築がよく見えるようになり、また、足湯で寛ぐ人たちも目にできるようになり、温泉街の雰囲気が変わった。



(2) 社会的特性

	土地利用	都市
社会的特性	<p>1 市街地 - 田園 - 樹林地の三重構造の土地利用            本県の多くの地域は、市街地の周囲に水田・畑地・樹園地等の田園が広がり、さらにその外側に前山群の樹林地が存在するという、三重構造の土地利用がみられます。            この三重構造は、市街地から田園越しに望む前山群やその背景となる主要峰群の山並みへの眺望景観を引き立てています。</p> <p>(1) 面的な広がりを有する水田            水田は、平地部を中心にかなりの山間部や丘陵上部にまで広がっています。多くの人々が日常的に目にする田園景観は、県土景観の基調となっています。</p> <p>(2) 土地利用基本計画(国土利用計画法)による地域区分            イ 都市地域            多くの市町村で都市計画区域が設定され、いわゆる線引き都市である市街化区域および市街化調整区域は、山形広域都市計画区域(山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町)と、酒田都市計画区域(酒田市、遊佐町の一部)と、鶴岡都市計画区域(鶴岡市)で設定されています。これらはそれぞれが一体の都市地域として、総合的に整備、開発、保全されています。</p> <p>ロ 農業地域            市街地の周囲には、計画的に農業地域が設定され、総合的な農業振興が図られています。畑地は、比較的小規模なものが点在し、丘陵部では、今でも紅花等が栽培されています。また、樹園地が庄内平野の砂丘部や出羽山地の麓、村山盆地から米沢盆地にかけての扇状地等に見られ、サクランボ、リンゴ等の花や果実が季節変化に富む産業景観をみせています。</p> <p>ハ 森林地域            農地の周囲から県境にかけては、広く森林地域が設定され、林業の振興や森林の機能の維持増進が図られています。</p> <p>ニ 自然公園地域、自然保全地域            自然公園地域は、優れた自然の風景地において設定され、その保護や利用増進が図られています。自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域において設定され、その保全が図られています。また、県境や庄内地域と内陸部との境をなす主要峰群の森林は、国立公園(磐梯朝日)、国定公園(鳥海、蔵王)等に指定され、自然樹林地等の深緑の景観が守られています。</p>	<p>1 城下町、河岸の面影を残す都市・集落群            本県の都市の多くは城下町等から発達しました。霞城公園(山形市)、最上公園(新庄市)、鶴岡公園(鶴岡市)等、城跡が都市の中心的な公園となっている例が多くあります。また、山形の寺町、上山や米沢の武家屋敷、大江、中山、長井等の蔵が点在するまち並み、大石田の船着場跡等、昔日の面影を残している地域もみられます。</p> <p>2 村山盆地東側に連なる中小都市群            県内の都市の多くが村山盆地の東側に位置しています。そのため、多くの県民が、村山盆地の西側に見える月山、葉山等とその前山群等の本県を特徴づける景観に日常的に接しています。</p>



大森山から望む市街地  
 手前に工業団地が広がり、市街地、田園地帯が続き、葉山や朝日連峰がこれらの風景を区切っている。

(写真提供: 東根市)



ウコギの垣根が特徴的な武家屋敷  
 撮影地: 米沢市芳泉町

## 交通

### 1 良好な景観が得られる鉄道沿線

県内の鉄道沿線は水田、畑地や樹林地となっている区間が多く、伸びやかな田園景観や林地景観が車窓から眺められます。

### 2 優れた俯瞰景や自然景観が得られる観光道路等

鳥海ブルーライン、西吾妻スカイバレー等の山岳観光道路には、優れた俯瞰景が得られる眺望地点があります。その他峠部や堤防沿いの道路など、県土のランドマークを眺望できる地点が数多く存在しています。

### 3 本県の玄関口となる主要ターミナル

空港、港湾、主要鉄道駅、高速道路インターチェンジ等は、本県の玄関口です。これらからの景観は、本県に対する来訪者の印象を左右し、きわめて重要です。



夕日に沈む冬の朝日連峰  
撮影地：天童市駅西 / 晴れた冬に見られる田園越しの朝日連峰。



階層性が感じられる土地利用  
撮影地：山形市  
山岳に接する扇状地に広がる山形市街地は、線引き都市ゆえ、三重構造が見て分かりやすい土地利用になっている。

(写真提供：山形市)



水田に写る鳥海山の倒景  
撮影地：酒田市 / 代かきの季節には、いたるところで目にする季節限定の景観である。



庄内空港へのアクセス道路

撮影地：酒田市浜中～酒田市広岡新田 / 庄内空港を出ると庄内砂丘の松林を通して、個性的な橋を潜り、高速道路を抜けると広々とした庄内平野が目の前に広がる。そこでは県を代表する鳥海山と月山が道路の両側に眺めることができる。

### (3) 文化的特性

	歴史的に見た地域のまとまり	近世交通にみる地域のネットワーク
文化的特性	<p>1 地域的まとまりの強い新庄、米沢、庄内の三地域</p> <p>現在の行政区分である村山、最上、置賜、庄内の地域区分は、江戸期からの領地区分を反映したものです。</p> <p>特に、新庄(最上地域)は戸沢、米沢(置賜地域)は上杉、庄内は酒井の各領主による安定した領地支配が続き、住民意識や文化面などまとまりの強い地域が形成されました。</p> <p>一方、村山地域では城主交代や領地の編成替えがたびたび行なわれてきた歴史があります。</p>	<p>1 現在の交通網の骨格となった近世の街道ネットワーク</p> <p>近世における街道ネットワークは、現代の道路ネットワークとほぼ同一であり、現在の交通網の骨格となるかなりの部分できていました。当時の主要な街道の多くが現在でも国道などの主要な道路として継承されています。</p> <p>2 水運路として重要な役割を果たしてきた最上川と河口港酒田の発達</p> <p>最上川の河川交通は、酒田から江戸への西廻り航路の完成と、難所の開削による酒田から置賜までの舟運路の開通に伴って発達しました。</p> <p>河口港酒田は、本県全体の流通拠点として栄え、西国船の出入りが盛んでした。山居倉庫は往時の歴史を現在に伝える数少ない建造物となっています。</p>



山居倉庫 / 撮影地：酒田市山居町

山居倉庫は、明治26年に建造され、現在も農業倉庫として使われている。倉庫の西側(写真左)は、日本海からの強風と夏の西日をさえぎり、倉庫内の温度変化を抑えるため植えられたといわれているケヤキ並木がある。倉庫の表面も形態も西側(写真左)と東側(写真右)では、大きく異なっているが、不釣り合いな感じを受けないデザインにも注目したい。また、倉庫としての機能のほか、倉庫と倉庫の間には、ウッドデッキのテラスがあり(写真中央)、訪れた人たちが木陰で涼めるようになっている。

最上川流域の河岸、船着場の発達
<p>最上川舟運の発達に伴い、近世初期には、最上地域唯一の船着場である清水、最上川流域で最も栄えた大石田や山形の拠点となった船町等が発達しました。近世中期以降には、本楯、寺津等が栄えました。当時は、水面越しの月山や鳥海山への眺め、船着場周辺の葦や船問屋等のまち並みが、特徴的な景観を呈していたと考えられます。</p>

(4) 視覚的特性

	シンボルの可視領域
視覚的特性	<p>1 月山の可視領域  月山は本県の中央部に位置することから、月山を眺められる場所(可視領域)は、ほぼ県内全域に広がっています。庄内平野、新庄盆地、村山盆地の平地部は、ほぼ全域が月山の可視領域であり、月山から最も離れている米沢盆地でも、平地部の南側部分は可視領域になっています。</p> <p>2 鳥海山の可視領域  鳥海山は本県の北西端に位置するため、可視領域は本県の北部に集中しています。庄内平野、新庄盆地の平地部は、ほぼ全域が鳥海山の可視領域ですが、村山盆地では西向き斜面が、米沢盆地では南部の北向き斜面の高台部だけが可視領域となっています。</p> <p>3 シンボル峰の眺望  月山は、山形市からは前山越しに緩やかな稜線を持つ山容が眺められ、酒田市からは独立峰的に眺められます。  また、鳥海山は、酒田市から眺めると、日本海まで伸びる裾野を有する雄大な山容が印象的です。</p>

## 別表第2 地域別の景観特性

### (1) 村山地域の景観特性

地形からみた特徴	土地利用からみた景観の特徴
<p>村山地域は、東側を奥羽山脈やその一部である蔵王連峰に、西側を月山や朝日連峰等の山々に囲まれた、南北に細長い盆地地形をなし、盆地の西側を最上川が貫流しています。</p> <p>盆地の平地近くまで幾重にも折り重なるように前山群が点在し、奥行感のある山並み景観をつくりだしています。</p> <p>都市近郊に迫る里山は、針広混交林の対比が美しく、季節感に富んだ林地景観をつくりだしています。</p>	<p>村山地域は、県内において都市地域の割合が最も高く、村山盆地東側の国道13号沿道に都市が連担しています。これらの都市部からは、盆地西側の月山、葉山、朝日岳等と前山群の山並みを日常的に眺めることができます。</p> <p>連担する都市と都市との間に田園が広がり、田園越しの山岳への眺望が得られます。都市と都市との間からの田園越しの山々の眺めは、都市の入口部を明瞭に意識させる大切な景観となっています。</p> <p>最上川の沿川やその支流がつくる扇状地斜面には樹園地が広がり、地域の特徴的な産業景観を創り出しています。</p>



村山盆地から見える月山  
 撮影地：山形市  
 村山盆地の郊外や市街地の中高層の建物やビルの間隙から月山を眺めることができる。  
 (写真提供：山形市)



尾花沢新庄道路から見える鳥海山  
 撮影地：新庄市鳥越  
 舟形町との境にある小高い山を越え新庄市に入ると、目の前に突如として鳥海山が姿を現す。見事な「山あて」を見ると地形を生かした道路線形の計画の重要さを感じる。  
 (写真提供：新庄市)



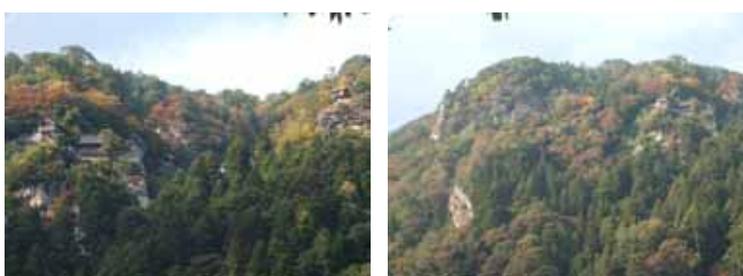
大森山と大木沢溜池  
 撮影地：東根市東根  
 盆地を形づくる都市近郊の山々。  
 (写真提供：東根市)

都市・集落の成り立ちや形態からみた景観の特徴	交通網からみた景観の特徴
<p>山形、天童、寒河江等は城下町であり、市街地の中心部には霞城公園など、城跡を活用した公園などがあります。</p> <p>また、山形の寺町や上山の武家屋敷等の往時を偲ばせるまち並みも残っています。</p> <p>河岸や宿場町から発達した大石田や大江、中山などには、現在でも多くの蔵が残り、まち並み景観のアクセントとなっています。</p> <p>また、山寺や蔵王、銀山温泉などの本県を代表する観光地は、県内外の人々の目に触れる機会も多く、本県を印象づける景観の一つとなっています。</p>	<p>国道13号は本県の骨格的幹線道路であり、山形空港周辺とともに、その景観は県の顔として重要な役割を担っています。</p> <p>東北横断自動車道酒田線の笹谷トンネル付近からは、地域の広い範囲への眺望が得られます。また、東北中央自動車道は市街地郊外を通り、伸びやかな田園景観や樹園地景観が眺められる路線となっています。</p> <p>山形新幹線が走るJR奥羽本線が地域を縦断し、沿線には水田や樹園地の広がりと背後の山並みが眺められます。</p>



寺町 / 撮影地：山形市  
お寺やそれを囲む塀の雰囲気もさることながら、この地区の道路はT字路が多いため、突き当たりにお寺が見えたりして、印象深く見えるようなつくりになっている。

(写真提供：山形市)



山寺 / 撮影地：山形市山寺  
山腹に見え隠れする立石寺釈迦堂、開山堂等は山寺の景観的な特徴となっている。また、山裾の集落から見たときにも山肌をできるだけ傷つけないように階段が作られていることがうかがい知れる。

(写真提供：山形市)

## (2) 最上地域の景観特性

地形からみた特徴	土地利用からみた景観の特徴
<p>最上地域は四方を弁慶山地、丁岳（ひとのだけ）山地、神室山地等の山々に囲まれた盆地地形をなしています。</p> <p>盆地周囲の山々は入り組み、その端部が丘陵となって都市や集落近郊にまで迫っています。また、平地内部にも小高い丘陵群が点在し、平地部に広がる田園景観に奥行感と変化を与えています。</p> <p>盆地内を流れる最上川とその支流は、河岸段丘の発達が著しく、月山・鳥海山等の遠景が場所によって連続的に変化し、最上地域固有の景観を創り出しています。</p> <p>最上川の最上渓谷や、鮭川、真室川、最上小国川等が自然豊かな河川景観を創り出しています。</p> <p>また、近年になり地域内で数多く確認されている巨木は、最上地域の新たな資産として注目されています。</p>	<p>都市や集落近郊にまで山麓の斜面林が迫り、身近に緑のある景観がみられます。</p> <p>河岸段丘の上下の平地部には田園地帯が広がっています。</p> <p>山麓および丘陵の高原には放牧場が広がっています。</p> <p>山地および丘陵群では、スギ植林の混入割合が5割程度と高く、特に最上地域東部では大規模なスギ植林が行なわれています。</p>



杉の巨木 / 撮影地: 鮭川村小杉  
平地の中に育っているため、目立つ存在になっている。小杉地区にある大杉であることから、「小杉の大杉」という愛称で呼ばれ地元の人々も愛着を持っている。

都市・集落の成り立ちや形態からみた景観の特徴	交通網からみた景観の特徴
<p>中心都市である新庄は城下町であり、城跡を活用した最上公園があります。</p> <p>金山では、白壁と町の特産品である金山杉とを基調とした特徴的なまち並み景観を、町民主体で創り出しています。</p>	<p>国道 13 号、47 号は本県の骨格的幹線道路であり、これらの沿道景観は本県の顔として重要な役割を担っています。</p> <p>国道 13 号沿道は、点在する丘陵や河岸段丘により平地の広がりが適度に区分され、奥行感と変化のある景観が得られます。</p> <p>地域を縦断する J R 奥羽本線沿線からは、山に囲まれた田園景観が眺められます。</p> <p>国道 47 号や J R 陸羽西線からは、最上渓谷を行き交う、最上川舟下りの様子等が眺められます。</p>



金山住宅の街並み  
 撮影地：金山町金山  
 「街並みづくり100年運動」の中で、街の主要産業である林業とまちづくり、金山大工とまちづくりを明確に位置づけ、金山杉を中心とした新たな街づくりが現在も進行中である。



田園地帯を走る蒸気機関車  
 / 撮影地：新庄市飛田  
 (写真提供：新庄市)

### (3) 置賜地域の景観特性

地形からみた特徴	土地利用からみた景観の特徴
<p>置賜地域は四方を奥羽山脈、朝日連峰、吾妻連峰、飯豊山地等の山々に囲まれた盆地地形をなしており、田園越しに眺めるこれらの山並みが印象的な景観を創り出しています。</p> <p>西部の小国盆地は、荒川とその支川が谷を刻む山間盆地であり、市街地近くまで山が迫っています。</p>	<p>盆地の平坦部には、広大な田園地帯が広がり、周囲を山に囲まれた田園景観は、置賜地域の景観の基調となっています。</p> <p>盆地北部の山裾斜面には樹園地が広がり、地域の特徴的な産業景観を創り出しています。</p> <p>山麓斜面の樹林地はスギ植林が比較적으로少なく落葉広葉樹が多いため、季節の変化に富んだ景観を呈しています。</p> <p>小国盆地の山地斜面は、ブナ、ミズナラ等の天然広葉樹林で覆われています。市街地近くに迫るこれらの樹林は自然性に富み、季節感に富んだ景観をみせています。</p>



斜平山 / 撮影地: 米沢市古志田  
 斜平山は、米沢市西部の笹野山や天狗山などの総称で、なだらかな稜線と厳しい絶壁が特徴。市内の多くの場所から眺められ、頂上からは市内を一望することができる。

(写真提供: 米沢市)



上杉家廟所 / 撮影地: 米沢市御廟  
 鬱蒼とした杉林に囲まれた静寂な空間。上杉家歴代藩主の廟所で、藩祖謙信公の廟を中央に、12代までの藩主の廟が並んでいる。

(写真提供: 米沢市)



そば畑 / 撮影地: 白鷹町鷹山  
 白鷹町は隠れ蕎麦屋が有名である。近くにはこのようなそば畑の風景がある。

都市・集落の成り立ちや形態からみた景観の特徴	交通網からみた景観の特徴
<p>城下町である米沢には、城跡を活用した松ヶ岬公園や武家屋敷等、往時を偲ばせるまち並みが残っています。</p> <p>河岸から発達した商業都市である長井には、蔵を利用した美術館、図書館等と一体的に整備されたつつじ公園等があり、市民の憩いの場となっています。</p> <p>田園地帯には屋敷林を持つ散居集落が点在し、気候風土が育んだ地域の特徴的な景観をみせています。</p>	<p>国道13号とJR奥羽本線が地域を縦断し、それらの沿道、沿線景観は本県の顔として重要な役割を担っています。盆地内を走る道路や鉄道の随所から、田園越しの山並みを眺めることができます。</p> <p>国道121号や西吾妻スカイバレー等からは、季節の変化が美しいブナ等の自然林景観が眺められます。</p> <p>また、建設が促進される東北中央自動車道は、市街地郊外を通るため、伸びやかな田園景観や樹園地景観を眺められる路線となっています。</p>



水の張った水田に浮んでいるかのような散居集落  
 撮影地：飯豊町大字萩生 / 水田に点在する屋敷林を有する散居集落。

(写真提供：飯豊町)



松ヶ岬公園周辺  
 撮影地：米沢市丸の内公園周辺には歴史的な建築物や建造物が残っている。

(写真提供：米沢市)



#### (4) 庄内地域の景観特性

地形からみた特徴	土地利用からみた景観の特徴
<p>庄内地域は北側を鳥海山に、東側を弁慶山地に、南側を月山、朝日連峰等の山々に囲まれた平地地形をなしており、中央を最上川や赤川等の河川が貫流しています。</p> <p>平地部の田園越しに鳥海山と月山の両山を眺められることは、庄内地域における、大きな景観的特徴となっています。</p> <p>北部の海岸は砂浜とクロマツ林とのコントラストが美しい砂丘海岸であり、南部は切り立った岩場が海辺に迫る、海岸線の入り組みが美しい磯海岸になっています。</p> <p>離島の飛島では、自然豊かな海岸景観がみられます。</p>	<p>平野の大部分を水田が占め、伸びやかな田園景観が地域景観の基調となっています。</p> <p>月山や鳥海山の山裾部には牧草地が広がっています。</p> <p>海岸線に沿った砂丘にはクロマツ林が連なっており、その内部では砂丘の特性を生かした耕作が行なわれています。</p>



庄内平野  
クロマツ林と砂丘と田園地帯。



庄内平野  
伸びやかな田園景観が地域の景観の基調となっている。

都市・集落の成り立ちや形態からみた景観の特徴	交通網からみた景観の特徴
<p>酒田は商業港から発達した都市であり、日和山や山居倉庫等に、往時の面影が残っています。</p> <p>鶴岡は城下町であり歴史的建造物も多く、城跡を活用した鶴岡公園等は、市民の憩いの場となっています。</p> <p>屋敷林を持つ集居集落は田園景観を引きしめるアクセントとなっています。瓦屋根の家屋が多いことも特徴となっています。</p> <p>また、古代からの修験道、山岳信仰の場である出羽三山を拝する羽黒や、往年の城下町のまち並みが残る松山等は、地域の成り立ちを反映した特徴的な景観を有しています。</p>	<p>国道7号、47号、112号は本県の骨格的幹線道路であり、庄内空港や酒田港とともに、その周辺の景観は本県の顔として重要な役割を担っています。</p> <p>平野部を走る道路や鉄道からは、田園の広がりや田園越しの鳥海山や月山等を眺められます。また、海岸沿いを走る国道7号やJR羽越本線からは、日本海が眺められます。</p> <p>鳥海ブルーラインからは、季節的变化が美しいブナ等の自然林景観が眺められます。</p> <p>東北横断自動車道酒田線や、建設が促進される日本海沿岸東北自動車道は、鳥海山や月山、庄内平野や日本海などの雄大な眺望景観が眺められる路線となっています。</p>



宿坊  
撮影地：鶴岡市羽黒町  
山岳信仰が創りだした宿坊のまち並み。



庄内平野  
往時の面影を残す山居倉庫。



日本海  
大海原に沈む夕日。

## 別表第3 景観特性を踏まえた景観形成の考え方

### (1) 県土全域における景観形成の考え方

景観の下地づくりに関する考え方
三重構造が創り出す県土の景観的構造を踏まえた土地利用を図ります。

場の景観づくりに関する考え方
イ 月山や鳥海山等の山岳への眺望景観の保全と創出を図ります。 ロ 最上川の河川景観の保全・育成と最上川等（須川、寒河江川、鮭川、真室川、最上小国川、羽黒川、鬼面川、白川、横川、荒川、立谷沢川、赤川等）の水面越しの眺望景観の創出を図ります。 ハ 県土景観の基調をなし、山岳等への眺望景観の前景となる田園景観の維持と向上を図ります。 ニ まちの履歴や生活実感に即した都市、集落、温泉地のまち並みの景観形成を図ります。

施設等のデザインに関する考え方
イ 来訪者に対するもてなしの場としての本県の玄関口周辺や主要道路沿いの景観向上を図ります。 ロ 周囲のまち並み、樹林地や田園、遠望される山並み等との景観的連線性や脈絡を感じさせるような公共施設の景観デザインを図ります。 ハ 景観を阻害する屋外広告物、看板等の規制・誘導を図るとともに、山形県屋外広告物条例に定める講習会等を活用して、屋外広告物自体のデザインのみでなく、周囲との関係における屋外広告物の留意点の周知を図ります。

色彩に関する考え方
イ どのような景観にするかという観点を考慮し、本来、景観形成の一部であるべき色彩だけを単独で決定することのないように努めます。 ロ 色彩は施設の形態と深い関係があり、施設の形・大きさ・素材と無関係に色彩を選定することのないように努めます。

景観形成の取組みに関する考え方
総合行政として首尾一貫した景観施策を推進するとともに、官民一体となった景観形成を図ります。

## (2) 地域別の景観形成の考え方



樹園地の産業景観  
撮影地：東根市東根  
サクランボハウスが特徴的な樹園地景観をつくっている。写真の小さい高い山は若木山（おさなぎやま）。

（写真提供：東根市）

### 村山地域における景観形成の考え方

- イ 盆地内部から周囲への眺めに奥行感、季節感を生みだす前山群の林地景観の保全と形成を図ります。
- ロ 盆地内部の広がりとその背後に連なる山並みを眺められる場所や施設の創出を図ります。
- ハ 集落や市街地の眺めを引き立て、山岳への眺望を確保する都市周辺および都市間の田園景観の維持と向上を図ります。
- ニ 盆地景観を際立たせる樹園地の産業景観を美しい景観として創出を図ります。



小泉大堤と杳蔵山周辺  
撮影地：新庄市五日町  
五日町周辺にはいくつかのため池（＝堤）がある。このため池越しに見る地域の山の景観はこの地域特有の景観である。

（写真提供：新庄市）

### 最上地域における景観形成の考え方

- イ 市街地に迫り、盆地景観を際立たせる山麓、丘陵群等の林地景観の保全と形成を図ります。
- ロ 見え隠れする連続的な景観変化を印象的に体験できる場所や施設の創出を図ります。
- ハ 緑に囲まれ、きよらかな水の流れる自然豊かな河川沿いの景観の向上を図ります。



都市と農村の景観秩序（置賜）  
撮影地：飯豊町大字萩生／屋敷林を有する田園景観と遠方の都市景観が、県土景観の特徴である景観の階層性を保っている。

（写真提供：飯豊町）

### 置賜地域における景観形成の考え方

- イ 盆地の周囲をとりまく山岳への眺望を引き立てる田園景観の維持と向上を図ります。
- ロ 高山が連なる山並みに囲まれた盆地に広がる田園景観を眺望できる場所や施設の創出を図ります。
- ハ 季節的变化に富んだ、自然豊かな林地景観の保全と創出を図ります。
- ニ 盆地景観を際立たせる盆地の北部斜面地に広がる樹園地の産業景観の美しい景観の形成に努めます。
- ホ 田園地帯に点在する散居集落を囲む屋敷林景観の保全と創出を図ります。



都市と農村の景観秩序(庄内)  
撮影地:酒田市山楯 / 平坦で  
広々とした田園地帯に点在する  
屋敷林で覆われた集居集落。遠  
方には酒田市街地が見える。

#### 庄内地域における景観形成の考え方

- イ 平野内部から眺められる月山、鳥海山への眺望景観を引き立てる田園景観の維持と向上を図ります。
- ロ 広大な田園地帯を縁取る山麓の林地景観の保全と形成を図ります。
- ハ 田園地帯に点在する屋敷林の景観の保全と創出を図ります。
- ニ 自然性の豊かな海岸域や、海岸砂丘のクロマツ林の景観の保全と創出を図ります。
- ホ 平野や海辺の景観を印象的に体験できる場所や施設の創出を図ります。

別表第4 県が定める各種計画における景観形成に係る方針



境内を流れる笹堰(山形五堰) / 撮影地:山形市  
五堰への関心が高まり、昔の面影はないが、まちづくりの中で、新たな役割が生まれようとしている。  
(写真提供:山形市)



歴史的な建物が残る中心部  
撮影地:米沢市門東町  
商家造りの建物は米沢織織元の屋敷だったものを引き継いで使用している。奥の蔵は地上3階地下1階建てといわれている。  
(写真提供:米沢市)



武家屋敷  
撮影地:米沢市芳泉町  
(写真提供:米沢市)

<p>都市地域</p> <p>緑地や水辺空間の確保により、身近な自然と良好な景観の保全と創出を図り、高齢者や障害者に配慮した快適な生活環境の形成を図ります。</p> <p>(山形県国土利用計画)</p> <p>自然的、社会的、文化的に価値の高い都市景観を形成しながら、地域に生活する人が誇りにできる都市づくりや文化や地域の魅力を生かした風格のあるまち並み形成を目指します。</p> <p>(山形県都市計画基本指針)</p> <p>特色ある資源や、テーマ性・物語性を生かしつつ、その“まち”らしい文化性、質感、豊かさを感じられるような、個性と魅力あるまちの景観づくりを進めます。</p> <p>この場合、蔵、商家、町屋など“まち”を印象付ける歴史・文化資源や、堰、緑地、山並みなどの地域資源を活用した景観づくり、城下町・湊町など地域を共感できる景観づくり、街路空間、広場、公園、街区などの調和のとれた美しい都市デザインの形成による景観づくりなどを促します。</p> <p>(中心市街地再生まちづくり基本方針)</p>
---



いくつかの「蔵」が現役で活躍する山形市内  
撮影地:山形市  
通りに面した蔵が今も商店等として活躍している。蔵といってもデザインは一様ではなく、それぞれ造り手の趣向が凝らされているように見受けられる。  
(写真提供:山形市)

#### 農山漁村地域

田園風景と一体となった農山漁村景観の積極的な保全と創造を図ります。

(山形県国土利用計画)

都市住民や地域住民が身近に触れることができる親水空間の開放や農村の家並み景観形成など、新たな地域資源の発見を支援します。

(山形県農業農村整備長期計画)

#### 自然環境保全地域等

すぐれた自然景観地などを有し、自然環境の保全を旨として維持すべき自然環境保全地域及び自然公園の区域については、適正に保全することを基本とします。

(山形県国土利用計画)

#### 森林地域

里山の景観は、県民にとって心の原風景となっていることから、保安林の計画的な指定や林地開発制度に基づく秩序ある適正な林地の利用を図り、里山林の持続的な維持管理を行い、里山景観の保全を行います。

(やまがた公益の森構想)



庄内砂丘の砂草地景観  
撮影地:酒田市浜中/庄内砂丘  
の前砂丘のハマニンニクの砂草地は、人工的に作られた景観である。砂草地の背後にクロマツ林がある。

#### 沿岸地域

海岸の保全を図り、海岸域の景観及び多様な生態系等の自然環境の保全に十分配慮します。

(山形県国土利用計画)

庄内砂丘と松林に支えられた暮らしを守り、鳥海山を望む美しい景観を生かした賑わいのある海岸を創出します。

(山形沿岸海岸保全基本計画)

## 別表第5 施設整備において留意すべき事項（参考例）

### (1) 県土に可能な限り傷をつけない

#### イ 地域の佇まいの保全

本県の景観資源の代表は、基本方針の目標で取り上げられている月山、鳥海山等の山岳と最上川ですが、この他にも地域・地区において重要な景観資源は数多く存在します。また、人々の普段の暮らしの中で培われてきた産業景観としての田園や、歴史的なまち並み等も重要な県土の景観構成要素です。これらは、特定の場所やその地域が有する、その場ならではの佇まいを感じさせます。

(イ) 事業等の実施にあたっては、自然地形や既存樹林、生態環境、あるいは歴史的地物等、地域の特徴的な景観や重要な景観資源が著しく損なわれたり、失われたりすることのないようにすることはもちろんのこと、農村やまち並みが有している空間の佇まいが保全されるように配慮するよう努めること。

(ロ) やむを得ず手を加えた部分については既存の県土景観の特徴を踏襲し、事業実施後にあたかも従前からあった景観であるかのように、あるいは、さらに良好な景観となるように配慮すること。

#### ロ 眺めとしての資源の保全

景観資源が直接的に改変されなくても、その前面の状態の改変により良好な眺めが損なわれる可能性があります。

たとえば、水田を前景とした月山の景観では、水田と月山の間に大きな建物が建つと、月山自体は変化しないにも関わらず、その景観の魅力は大きく損なわれることとなります。

(イ) 景観資源そのものの保全はもとより、背後の山並みへの眺めが阻害される、造成による大規模な法面が出現し、その場所における風景価値が減少する等の大きな景観的影響が生じないよう配慮すること。

### (2) 県土の景観をより印象深く実感できるようにする

#### イ 事業対象地からの眺めとしての景観資源の取り込み

豊かな自然や良好な景観資源をより印象深く実感できるようにするためには、それらを意識的に見せる「場」を用意することが必要です。

(イ) 事業等の実施にあたっては、地域の主要な景観資源への眺めを取り込む等、事業対象地から印象的な眺めが得られる可能性を考慮すること。

#### ロ 特徴的な空間要素の事業対象としての取り込み

(イ) 事業対象敷地内に歴史的資源や、特徴的な沢や河川の水辺等が存在する場合には、重要な景観資源となり得ることから、これらの資源の保全を図るとともに、積極的に事業に取り込み、活用を図ること。

(ロ) その場合、歴史的資源や水辺等の対象物のみではなく、対象が存在する空間や、その場が持つ雰囲気も合わせて保全するよう配慮すること。

### (3) 安易な名物づくり・装飾をやめる

- (イ) 建築物及び工作物のデザインを行う場合は、地域の名物を即物的に施設デザインに取り入れるなど、施設の機能と無関係な装飾を施さないよう配慮すること。

### (4) 眺望景観の保全・演出

- イ 主要道路からシンボルとなる山並み等への眺望を阻害しない立地及び路線の選定
  - (ロ) 送電鉄塔や電線の設置にあたっては、主要道路からのシンボルとなる山並み等への眺望を阻害しないように配慮して、路線を選定すること。
  - (ハ) 優れた眺望を得られる主要道路沿いの場所や区間には、視界を妨げるような施設の立地を避けること。
  - (ニ) 主要道路とシンボルとなる山並み等との間で開発が行われる場合には、主要道路から離れた位置に施設立地を行い、主要道路からの視界を確保すること。
- ロ 主要道路等からの眺望を阻害しないような大きさ
  - (イ) 道路上から地域のシンボルとなる山岳や連続する山並みを眺望できる場所においては、山岳への眺望や山並みのスカイラインを阻害しないように、沿道の建物高さを抑えること。
- ハ 展望可能な施設を計画的に配置
  - (イ) 計画地内の優れた眺望や良好な俯瞰景を得られる地点に、展望を生かした公園や施設を計画的に配置すること。



拡大写真



バンガロウのおさまり  
撮影地：飯豊町大字須郷ノ飯豊連峰を水面に映す白川ダム湖の景観に、目立たないようにおさまられた湖畔のバンガロウ。  
(写真提供：飯豊町)

### (5) 林地景観の保全・林地景観との調和

- イ 法面の発生が少なくなるような立地及び路線の選定
  - (イ) 丘陵を迂回する等、地形に沿うように路線を工夫し、大きな切土・盛土法面が発生しないようにすること。
  - (ロ) 勾配が緩い場所を選んで造成し、大きな切土・盛土法面が発生しないようにすること。
  - (ハ) 片流れの地形の場所の造成では、敷地外周部に大きな切土・盛土法面が発生するため、こうした立地は避けること。
  - (ニ) 緩勾配の尾根、谷を含む地形の場所で造成を行ない、大きな法面が発生しないようにすること。
- ロ 周辺の主要道路等からあからさまに見えないような立地及び路線の選定
  - (イ) 鉄塔が丘陵から飛び出して、スカイラインを乱さないように、丘陵下部に鉄塔を配置すること。
  - (ロ) 送電ルートが尾根筋を越える場合には、スカイラインへの影響をなるべく小さく抑えること。
- ハ 法面の発生が少なくなるような敷地形態
  - (イ) 大規模な造成を行う場合、平場の周囲に大きな切土・盛土法面が発生しないよう、造成面を分割して配置すること。
- ニ 敷地内部や周辺等に既存樹林を計画的に残す
  - (イ) 林地において造成を伴う開発を行う場合には、造成面を分

割して配置し、その間に現況地盤および既存樹林を残すことにより、樹木のない造成面の広がりを抑え、造成面が目立たないようにすること。

(口) 稜線付近の樹木を残し、丘陵のスカイラインを保全すること。

## (6) 沿道景観の保全・向上

イ 主要道路等からあからさまに見えないような立地及び路線の選定

(イ) 大規模な造成を伴う開発は、主要道路からあからさまに見える斜面等を避け、できるだけ主要道路から直接的に見えにくい場所で行うようにすること。

ロ 敷地内部や周辺等に計画的な緑地の配置

(イ) 道路沿道の路側帯を環境側帯として計画し、沿道部に十分な緑地を整備すること。

ハ 主要道路等からあからさまに見えないような建物、施設、工作物の配置

(イ) 主要道路等から直接的に見えにくい場所に建物、施設、工作物等を配置すること。

(ロ) 山ふところ等、周囲を囲まれた地形の中に建物、施設、工作物等をおさまりよく配置し、周囲から浮き上がって見えないようにすること。

ニ 主要道路等からセットバックして余裕のある空間の確保

(イ) 建物壁面を道路境界線からセットバックして、境界緑地や前庭空間を確保すること。

(ロ) 境界緑地や前庭空間は、前面の歩道空間とも一体的な整備を図り、ゆとりある空間を創出すること。

ホ 無電柱化を実施する場合の沿道の建物のデザイン

(イ) 電柱がなくなることにより、沿道の建物のファサードが通りのイメージを印象付けることになるため、無電柱化のみの計画とせず、沿道景観づくりの計画を立てること。

ヘ 道路占用物や路上施設の高さ、形態意匠

(イ) 近接して設置される路上施設相互、あるいは、他施設との形態や素材、色彩等に脈絡を持たせ、通りの景観全体としてデザインの基調を統一すること。

## (7) 河川・湖沼景観の保全・形成

イ 敷地内部や敷地周辺等の計画的な既存樹林の保存

(イ) 河川周辺の樹林は、自然性の高い水辺景観を創り出す重要な景観要素であるから、河川改修等にあたっては、これらの樹林をできるだけ残すように配慮すること。

ロ 敷地内部や周辺等の計画的な緑地の配置

(イ) 遊水地内では、大規模な平坦面が広がり単調な印象を与えないよう、地形に変化を持たせるとともに樹木を配置すること。

ハ 水辺を公開し、水際線に変化を持たせる

(イ) 河川沿いに公園等を配置して水辺を公開し、周辺と一体的

な親水空間として整備すること。  
(口) 周辺地域からアクセスしやすい川辺の展望テラスを設置すること。

#### (8) 海岸景観の保全・向上

- イ 水辺を公開し、水際線に変化を持たせる  
(イ) 港湾や漁港の緑地付近の護岸の平面形状は、単調な印象を与える直線を避け、曲線を取り入れること。
- ロ 道路からの眺望を配慮する  
(口) 周辺の主要道路等からあからさまに見えないように、建物、施設、工作物を配置すること。  
(ハ) 海辺の景観に煩雑な印象を与えやすい離岸堤の設置にあたっては、潜堤形式(人工リーフ)を採用して水面下に隠し、あからさまに見えないようにすること。
- ハ 敷地内部や周辺等の計画的な緑地の配置  
(イ) 港湾内の緑地を、周辺地域からアクセスしやすく、港に親しむ公園的な空間として整備すること。  
(口) 漁港付近に緑地を配置し、漁港の魅力を高める公園的な空間として整備すること。

#### (9) 周辺景観との一体性

- イ 敷地内部や周辺等に計画的な緑地の配置  
(イ) ゴルフ場やスキー場の敷地内部に、十分な緑地帯を計画的に配置し、大規模な斜面が周囲から浮き上がって見えないようにすること。  
(ロ) 一団地開発においては、各敷地の周囲や街区の周囲に十分な緑地帯を配置すること。
- ロ 周辺地区との一体感が高まるような施設配置  
(イ) 一団地開発における緑地・公園等の配置計画にあわせて、周辺地域からのアクセスを確保するプロムナードを計画的に配置すること。
- ハ 施設等を集約的に配置する等、計画的なオープンスペースの確保  
(イ) 工業団地等では、敷地の共用を図ることにより、ゆとりのある空間をつくること。  
(ロ) 宅地開発では、敷地の集約的配置により、ゆとりある共用空間(コモンスペース、緑道等)を確保すること。
- ニ 緑地の復元や緑化が容易な法面形状や施業方法とする  
(イ) 法面を緩勾配とすることにより、法面上への中高木植栽を可能にすること。  
(ロ) 植生法枠を用いることにより、法面緑化を図ること。  
(ハ) 法尻部に平場を確保し、法面前面に高木植栽を行うことにより、法面を樹木で隠すこと。  
(ニ) 森林施業にあたっては、長期にわたって大規模な裸地が発生しないように、緑地の復元が容易な複層林施業・天然林施業方法を採用すること。
- ホ 緑地の復元や緑化が容易なように表土を保全する

(イ) 造成や緑化にあたっては、できるだけ表土を保全し、既存植生に近い樹種による緑地の復元や緑化を図ること。

#### (10) 周辺景観との調和

イ 周囲の景観から浮き上がって見えないように明度、彩度を低くする

(イ) 建物、施設、工作物等が周囲の自然性の高い景観の中で浮き上がって見えないように、明度、彩度を低くすること。

(ロ) 複数の建物、施設、工作物群から構成されるまち並み景観や沿道景観をまとまりのあるものとするため、個々の建物等の明度、彩度を低くすること。

(ハ) コンクリート構造物は一般に自然的空間の色彩より明度が高いため、周囲の景観から浮き上がって見えないような仕上げにすること。

ロ すっきりした形状にする

(イ) 道路沿道の防護柵や標識類等の複数の施設、工作物等が煩雑な印象を与えないようにすること。

(ロ) 屋上工作物や屋外工作物は、建物本体と一体的にすっきりとデザインにすること。

(ハ) 農地内や市街地外等に建てられる建物、施設、工作物等は、田園等の平坦地の中で独立して見え、目立ちやすいため、仮設的な印象は避け、建物としてしっかりとデザインすること。

(ニ) 商業施設の大規模な看板等は、煩雑な印象を与えないよう、建物本体と一体的にすっきりとしたデザインにすること。

ハ 法面を緑化する

(イ) 法面上に中木類、高木類による植栽を行うこと。

(ロ) 法面上に地被類や低木刈込みによる植栽を行うこと。

ニ 敷地周辺、内部の修景・緑化を図る

(イ) 建物等が植栽により埋没しないように配慮しながら、敷地周囲や敷地内部を植栽すること。

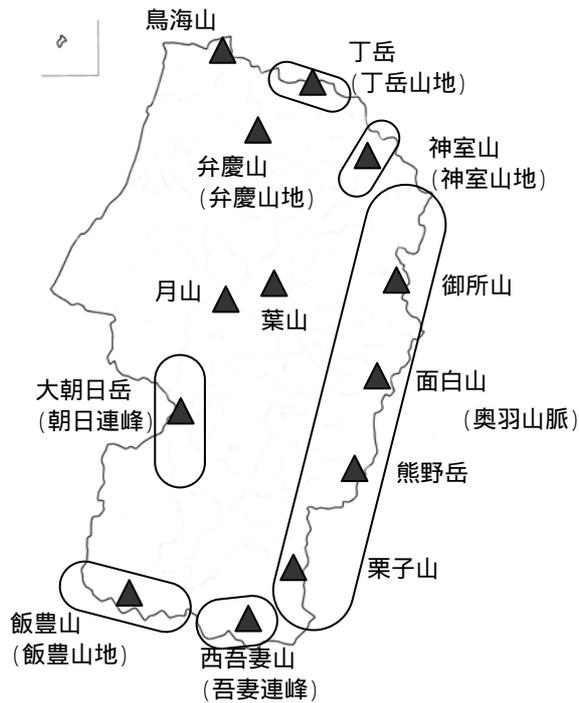
(ロ) 景観的な節目となる場所では、めりはりのある植栽デザインを行うこと。

(ハ) 煩雑な印象を与えがちな建物、施設、工作物等については、その周囲の植栽密度を高める等により修景を施すこと。

## 別図1 図でみる山形県の景観特性

この別図1は、市町村が景観行政団体になり景観計画を策定するときに考慮してほしい広域的な景観を構成する重要な山岳や河川等を示したものです。ここに示した山岳や河川等は、基本方針で取り上げたものです。

### (1) 県が保全すべきと考える山岳の眺望景観の対象山岳



県土の地形的骨格を形づくっている上図の山々のふもとは、数多くの前山・里山群が幾重にも折り重なるように存在し、県土の景観に奥行感や季節感を与えています。

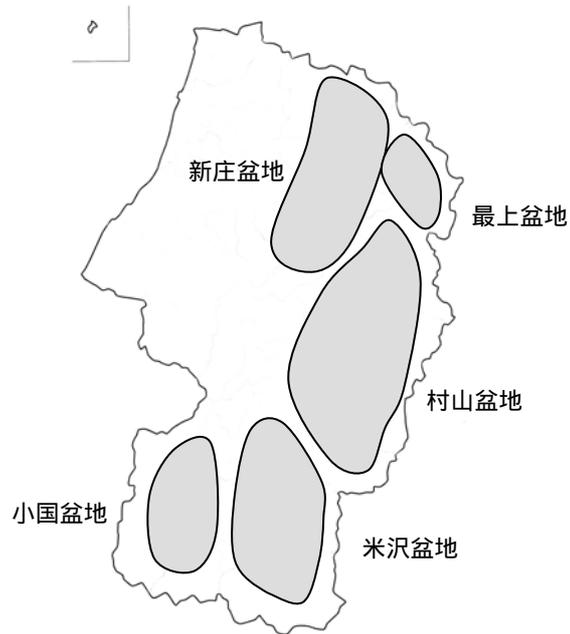
(2) 県が保全すべきと考える河川景観の対象河川



最上川のほかにも各地域を流れる河川は自然豊かな河川景観を創りだしています。

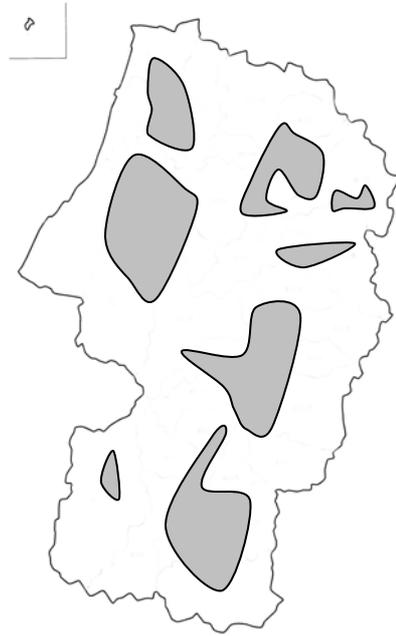
地域の河川：須川、寒河江川、鮭川、真室川、最上小国川、羽黒川、鬼面川、白川、横川、荒川、立谷沢川、赤川 等

(3) 県が保全すべきと考える盆地景観の対象盆地



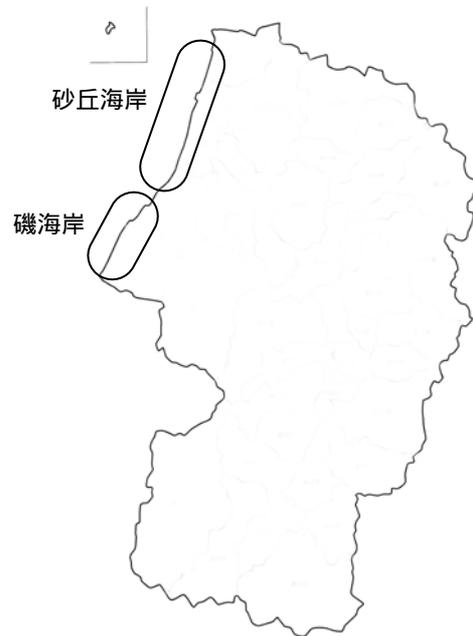
県内の盆地景観は、盆地内部の広がりとその背後に連なる山並みが盆地景観の構造をつくっています。上図のそれぞれの盆地において盆地内部の田園景観や山裾斜面の産業景観などの特徴があり、盆地構造をわかりやすく目にできる場所は地域に対する愛着と理解を深めることにつながります。

#### (4) 県が保全すべきと考える田園景観の対象田園



水田は、平地部を中心にかなりの山間部や丘陵上部にまで広がっています。多くの人々が日常的に目にする田園景観は、県土景観の基調となっています。

(5) 県が保全すべきと考える海岸景観の対象海岸



北部のクロマツ防風林に縁取られた白砂青松の砂浜海岸景観と、南部の切り立った岩場が海辺に迫り海岸線の入り組みが美しい磯海岸景観とは対照的であり、それぞれ特徴的な海岸景観をつくっています。

参考文献・資料

- (1) 山形県：山形県県土景観ガイドプラン - 「山形のよこがお」づくり - , 1995
- (2) 篠原修編・景観デザイン研究会著：景観用語事典，彰国社，1998